

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成28年11月18日
戦略企画部

県民の声を受けて、平成28年11月1日及び11月16日に県Webに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は25件ですが、このうち2件については複数の所属で対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）県の対応件数は27件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを記した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	21	2	2	2				27

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既の実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部		1						1
戦略企画部		1				1		2
総務部		4				1		5
健康福祉部		1				1		2
環境生活部		2				2		4
地域連携部		1				1		2
農林水産部								
雇用経済部		1						1
県土整備部		3						3
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局						5		5
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		2						2
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		16				11		27

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを記したもの)

ア 職員の行動、マナーについての意見 No.5

県民の声を
受けて
(Web公開)

- ・平成28年11月1日及び11月16日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの(27件)
 - ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには未掲載
 - ・整理番号欄に、Aを記したもの(1件)
- Aは職員に関するもの

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2016/10/11	電子メール	照会	津波ハザードマップの根拠と責任について	東日本大震災から、津波への意識は高いです。津波ハザードマップの根拠と責任について教えてください。一番困るのは想定外という言葉です。「想定外でした」という状況になるのであれば、県に責任をとっていただきたいと思えます。	防災対策部	防災企画・地域支援課	このたびは、お問い合わせいただき、ありがとうございます。三重県では、「津波防災地域づくりに関する法律」第8条に基づき、最大クラスの津波への備えとするために津波浸水予測図を作成し、広く県民の皆さんへ周知を図っているところです。また、各市町でも県の想定結果を活用し、津波ハザードマップを順次作成し、公表しているところです。この津波浸水予測図は、平成24年度に国より公表された南海トラフ地震の震源モデルを参考にしながら策定したものであり、今回設定した最大クラスの南海トラフ地震と津波が発生した場合の計算を行えば、このような浸水域になるという一つの結果といえます。しかし、確率的に全く同じ規模の地震と津波が来ることはあり得ません。県としましては、この想定結果はあくまでも適切な避難行動を取るための目安としていただき、いざ地震が起き、津波が発生した際には、速やかに遠くへ逃げてもらおうよう危機意識を常に持っていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
2	2016/9/23	電話	照会	県民の意見について	以前、県に問い合わせをしたところ、何年も放置されたことがあります。何日以内に回答するという運用ですか。	戦略企画部	広聴広報課	ご意見をいただき、ありがとうございます。県に寄せられる提案・意見、要望、苦情、照会、相談等に対応する各所属は、回答を要する場合、原則として意見等を受理してから2週間以内に意見等提出された方に回答することとしています。しかし、回答内容の調査検討等により2週間以内に回答できない場合は、その旨意見等提出された方へ連絡するようにしております。また、県ウェブ上に、いただいたご意見の概要と県の考え方・取組・方針について、月2回(毎月1日及び16日。公開日が閉庁日の場合は翌開庁日。)公開し、より迅速な情報発信を行うように努めています。これからも県民の皆さんからいただいた声を真摯に受け止め、適切に対応していきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
3	2016/10/19	電子メール	提案意見	三重県民歌について	先日、県職員の方に三重県民歌についてお聞きしたところ、ご存じありませんでした。国体やさまざまなイベントなどで、心を一つにする際に、県民歌が果たす役割は大きいと思えます。県民歌の普及活動は行っているのでしょうか。また、学校教育において、三重県民歌を先生方は知っているのでしょうか。子どもたちへの指導はしているのでしょうか。まずは、県庁等において、昼休み等に放送してはいかがでしょうか。ご検討願います。	戦略企画部	広聴広報課	三重県民歌の活用について、ご提案いただきありがとうございます。三重県民歌は、『県民が気軽に県民として誇りをもって歌える、軽快で健康的なもの』というテーマで、作詞を広く全国に募集し、全国385点の応募作品から入選した作品を一部修正して、昭和39年4月20日に制定されました。現在、県民歌は、合唱団「うたおに」による音声と楽譜を三重県ウェブサイトで公開するとともに、三重県民手帳にも掲載しています。 (http://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/84176022633.htm) なお、平成33年(2021年)に三重県で開催する「三重とこわか国体」では、開会式に県民歌を歌うこととなっています。これを契機に、あらためて県職員へ普及するように取り組んでいきます。	施策の参考とする
4	2016/8/10	電子メール	提案意見	職員採用試験の国籍条項撤廃について	最近、三重県でも職員採用試験の国籍条項が撤廃されていることを知りました。そうすると日本に敵意や悪意を持つ国の人でも県職員になることができ、私たちの生活に影響していくようで不安になります。県職員は日本人のみを採用すべきだと思います。	総務部	人事課	三重県では、公務員の基本原則である「公権力の行使(※1)又は公の意思の形成への参画にかかる業務を行う職(※2)には外国人は任用できない」ことを基本としながら、外国人の採用の途を開くため、一部の職種を除き国籍要件を廃止しております。国籍要件を廃止している職種は、以下の条件に該当するものです。・公権力の行使又は公の意思の形成へ参画している職員の割合が一定以下の職種・一定数の職員が在職しており、異動、昇任等の人事管理が公務員の基本原則を踏まえて適正に行うことが可能な職種 ※1 公権力の行使：法令に基づく許認可、命令等 ※2 公の意思の形成への参画に該当する職：部長級、次長級、課長級等の職のうち県行政について企画、立案及び決定に参画する職	すでに実施している
5 (A)	2016/8/16	電子メール	提案意見	勤務時間内のスマートフォン利用について	勤務時間内に、私用のスマートフォンを操作している人がいました。その後、そのスマートフォンで電話をしていました。スマートフォンは、業務に必要なのでしょうか。	総務部	人事課	勤務時間中における私用の携帯電話使用については、緊急時の対応など、必要最低限の使用にとどめるべきと考えます。職員の勤務態度やマナーについては、県民の皆さまに不快感を与えないよう、かねてから研修や会議等の場で注意喚起しているところですが、今回のご指摘も踏まえ、引き続き、様々な機会をとらえて注意喚起を行ってまいります。	すでに実施している
6	2016/10/3	電子メール	提案意見	県の財政について	県の財政課が各部局に対して、政策的経費にかかる来年度予算の要求上限額を55%とすることを要請しました。庁内には、達成できないなど、県民第一で考えない自分本位な課があるみたいですが、絶対に達成してください。50%でもよいくらいです。緊縮財政に努め、もっと予算の削減をし、無駄遣いをなくしてください。	総務部	財政課	日頃は、三重県行政にご理解及びご協力いただき、ありがとうございます。本県の財政状況は、より一層深刻な状況となっていることを踏まえ、平成29年度当初予算における政策的経費のシーリングの率については、やむを得ず55%としたところです。平成29年度当初予算編成にあたっては、県民生活や行政活動に多大な影響を及ぼさないよう配慮しつつ、これまで以上に事業の必要性・緊要性等を徹底し、厳しく精査していきます。	すでに実施している
7	2016/10/19	電子メール	提案意見	県議会議員の呼び方について	県職員の多くが、県議会議員を「先生」と呼ぶことに違和感を持っています。私の知っている市役所では、市議会、県議会、国会を問わずすべての議員を「議員」と呼んでいました。県職員が平素から「先生」と呼んでいるのは、県議会議員と良好な関係を保とうと腐心しているようにしか見えません。地方議会の在り方が問われている今こそ、知事をはじめ、職員が一丸となって「先生」という呼称はやめ、「議員」と呼ぶようにしてください。	総務部	財政課	貴重なご意見ありがとうございました。三重県議会と三重県知事を長とする執行部は、県民の皆さんが未来に夢と希望を持ち、幸福を実感できるようにするために、時には激しく議論をたたかわせ、また、時には立場の違いを超えて協力しながら、お互いに切磋琢磨して、県民の皆さんの付託に応えていく必要があると考えております。これまでも執行部は、本会議等においては、県議会議員に対して「〇〇議員」、「〇〇委員」と呼んでおり、議会と常に緊張ある関係を構築しています。今後も引き続き、議会が行う事務執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言を通じて、ともに県政の発展に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している

8	2016/9/20	電子メール	提案意見	自動車税等の減免について	身体障がい者等に対する自動車税等の減免について、県のホームページには、身体障がい者など一人につき、一台の自動車に限り当該自動車の自動車税・自動車取得税を減免できると書かれています。一人の身体障がい者の方が普通乗用車、軽自動車、農耕用トラクターなど、車種が違えば複数の車の減免を受けられるのでしょうか。また、知人から身体障がい者の方が、本人と子ども、両方の車の減免を受けているという話を聞いたことがありますか。こういうことが認められるのであれば、県のホームページの記載をわかりやすくしてほしいです。	総務部	税収確保課	税制度に関するご意見をいただきありがとうございます。自動車税等の身体障がい者等にかかる減免制度は、障がい者の方の社会参画を促進するために設けられており、減免の対象となる自動車は、障がい者の方1人につき1台（軽自動車等を含む。）とさせていただきます。なお、障がい者ご本人が運転する自動車については、障がいの等級の他には特段の制限を設けず、減免の対象としています。一方、ご家族等の障がい者本人と同居している方が運転する場合は、専ら障がい者のために使用していると判断できる月4回以上の通学、通院等、かつ6か月以上の継続を要件としています。今後とも減免認定につきましては、公平・適性な運用を心がけてまいります。ご相談いただいたような不正の疑いのある減免事例については、あつてはならないことですので、必要に応じ調査させていただくこととなります。また、農耕用トラクター等の小型特殊自動車への軽自動車税の課税については、定置場のある市町村にお尋ねいただくようお願いいたします。	施策の参考とする
9	2016/10/3	電子メール	提案意見	動物愛護センターについて	津市にある動物愛護センターの建て替えについて、大変素晴らしいことだと思います。ふるさと納税で一位を獲得した広島県のように、三重県もこのような取組をすれば、寄付金が集まります。三重県がふるさと納税で、殺処分しないための取組についての募金をすれば、県の評価が上がるだけでなく、多くの寄付金が集まることは間違いありません。こういった取組は、テレビでも取り上げられます。三重県は、日本で一番犬を飼っている県なので、サミット効果の今、テレビ取材を積極的に呼び込み、三重の特徴、素晴らしい取組を全国に知っていただけるいい機会だとも思います。建て替えたセンターで、犬猫の殺処分をなくすこと、やむを得ず殺処分するにしても、苦しむガス殺ではなく安楽死にすることをお願いします。また、全国で初、殺処分ゼロのために三重県ではペットショップ、ブリーダーの廃止をすることもご検討いただきたいです。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理に関し、ご意見をいただきありがとうございます。県では、犬・猫の譲渡や動物愛護教室などの普及啓発活動を一層進めるため、平成29年5月の開所をめぐって三重県動物愛護推進センター（仮称）の整備を進めています。また、このセンターが、広く県民の皆さんに親しまれる施設となるように、施設やマスコットキャラクターの愛称を公募するなど、広報に努めているところです。今後、三重県動物愛護推進センター（仮称）を拠点として、将来的に殺処分がなくなることをめざして動物愛護管理事業に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。	すでに実施している
10	2016/9/29	電子メール	提案意見	三重県の献血について	献血回数ももうすぐ500回を迎えるボランティアです。今までに熊本、神戸、大坂、岐阜、盛岡、名古屋と行きました。三重県の献血センターは何度も通っていますが感じるがあります。他所と比べての感想なので、三重県独特の背景などは分かりません。先日の火曜日に、忙しい中思い立って四日市市内の献血センターに行きました。中は真っ暗で、ドアには「今日は終了しました。」との看板があり、定休日をチェックしなかったことを後悔しました。自宅からの往復の費用が無駄になってしまいました。お金よりも、貢献できなかったのが悔しいのです。津市内の赤十字血液センターの定休日は土曜日です。これでは仕事を休んで来てくださると言っているようなものです。同様に、四日市が火曜日、伊勢は金曜日が定休日ですが、場所は本当に不便な所にあります。他県では、年中無休で職員は献血のために路上に立ちます。それでも血液が不足するから、職員が頑張っているのでしょうか。それに比べて三重県はどうなのでしょう。人が来ないから定休日なのでしょう。津市でも四日市でも街頭に職員が立つことはまれです。伊勢にいたっては駅から数キロも離れているため、おいそれと行けません。思い立ってちょっと寄りたいたいと考える人もいます。もう少し庶民目線で献血行政を見直していただけないでしょうか。少なくとも、駅に近く、学生が早朝でも立ち寄ることができる所で、定休日などは無くして職員の交替制を検討してください。そうすれば、おのずと献血率も上向くでしょうし、若い人も見直します。それから、献血行政についてですが、ある時期は成分献血を勧めました。しかし、今では全血が不足すると言って成分献血を希望する人に勧めます。成分献血をしたくて、わざわざセンターまで足を運んだ人に何ということでしょう。全血が不足なら、バスの出向回数や職場訪問の見直しも有効でしょう。それでも献血バスは、スタッフ不足から稼働率が低いのではないですか。失礼な言い方になりますが、もう少し庶民目線で考えていただきたい。すぐにはできないこともありますが、できることは実行してください。	健康福祉部	業務感染症対策課	このたびは、お忙しい中、献血ルームにお越しいただいたところ、定休日で献血していただくことができず、ご迷惑をおかけしました。多年にわたり、500回近くもの献血にご協力いただくとともに、三重県の献血を中心とする血液行政に貴重なご意見をいただきありがとうございます。いただきましたご意見については、採血事業者である三重県赤十字血液センターにお伝えして協議するとともに、これまで以上に血液センターと連携して、街頭啓発などを通じて献血者の確保に取り組んでまいります。なお、献血ルームにおいて成分献血ではなく全血献血を勧められたことにつきましては、日々の血液需要により特定の血液製剤に不足が生じることがあるため、ご希望とは異なる種類の献血をお願いする場合がありますことをご理解願います。今後とも三重県の血液行政に、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
11	2016/9/28	電子メール	提案意見	各種学校への補助金について	朝鮮学校への補助金の支給を凍結してください。補助金の支給をやめた自治体があつてもあるなかで、県として継続するのであれば、県民に対して納得できる説明をすべきです。	環境生活部	私学課	ご意見ありがとうございます。県としましては、外国人の義務教育を保障する「国際人権規約」や教育の目標として自国の文化・言語等に対する尊重を定めている「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、地域社会の構成員として必要な資質を備えることができるよう在住外国人の教育機会の確保を図るため、朝鮮学校を含めた外国人学校に補助金を交付してきました。平成28年度も予算を計上していますが、文部科学省から、朝鮮学校の補助金の公益性等について検討し、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行を行うよう通知がありましたので、通知の内容を踏まえ、他県の状況等も見ながら、検討を行っていきたく考えています。	施策の参考とする
12	2016/9/20	電話	要望	送迎バスのアイドリングストップ問題と駐車違反について	私は名張市に居住する者で、いつも通勤のために近鉄桔梗が丘駅北口の路線バスを利用しています。午後6時くらいに帰宅のためバス停で待っている時に、毎回あることですが、工業団地への送迎バスが従業員の人待ちをロータリーでしており、ある会社のバスはアイドリングストップをしてくれません。私は気管の疾病もあり、排気ガスがとても苦しく、以前、他の送迎バスも含めてアイドリングストップしてくれるよう会社へお願いしましたところ、要望に応じていただいた送迎バスもあるのですが、ある会社の運転手は応じてくれません。また、そのバスは、人待ちも終わったようであるのに、運転手が車から降りて長々と駐車していますので、駐車違反にもなると思います。アイドリングストップと駐車問題について何とかならないでしょうか。	環境生活部	大気・水環境課	三重県ではアイドリングストップを推進しています。ご指摘の送迎バスに関しても、地域機関を通じ、駐車時のアイドリングストップについて指導を行いました。また、県民の皆様に対しても、アイドリングストップの実施について、引き続き啓発に努めていきます。	すでに実施している

13 (18)	2016/ 10/6	電話	提案意見	自動車NOx・PM法等について	自動車NOx・PM法が施行されたことによって、私はそれまで乗っていた車が車検に通らなくなり、手放すことになりました。しかし、対象地域となる四日市市内や鈴鹿市内でも、いまだに古いダンプカーが走っています。他地域で登録されている訳でもないようです。車体に対象地域内にある会社名が書かれています。おかしいと思いませんか。県からの指導等、解決をしてください。また、県の発注する土木工事では、自動車NOx・PM法の基準に適合しない車は公共工事に使用できないよう、発注基準を定めるべきです。	環境生活部	大気・水環境課	車種規制は、自動車NOx・PM法の対策地域内において、特別の排出基準に適合しない貨物自動車やバス等の登録を制限する規制です。自動車NOx・PM法で自動車排ガスの排出基準が定められており、道路運送車両法において、排出基準に適合した自動車のみが本拠を四日市市・鈴鹿市等自動車NOx・PM法の対策地域内に置くことができるとされています。道路運送車両法によるこの車種規制の運用については、三重県内では国土交通省中部運輸局の三重運輸支局が担当となります。使用の本拠が対策地域外で登録されている古いダンプカー等が対策地域内を走行することまでは規制されていません。また、自動車の登録場所（使用の本拠）は会社の所在地と必ずしも一致しません。車検切れの自動車を使用する行為や、実際の保管場所以外を使用の本拠に登録する行為、いわゆる「車庫飛ばし」は、警察等交通を所管する部署で取り締まっており、当課から必要に応じて情報提供等を行っています。	すでに実施している
14	2016/ 9/15	電子メール	苦情	お金に関する無料法律相談会について	県の主催で行われる「弁護士による法律相談」は、果たして県民の望む形で遂行されているのでしょうか。私は以前、不動産業者との敷金トラブルをかかえていた際、今後取るべき対応を相談したいと考え、県の主催する「お金に関する無料法律相談会」に参加しました。ところが、対応した弁護士の不遜な態度に閉口することとなりました。まず、内容を切り出した時点で、あからさまに興味のない表情で横を向かれ、私の具体的な経緯の説明を聞いていただけませんでした。また、これまでの経緯と具体的な数字を記入した便せん3枚を差し出したところ、一瞥しただけでそれを手に取ることもなく、数秒で突き返されました。その後、それでも何とか身になる情報一つも持って帰ろうと私が必死で話すのを大声で遮り、「弁護士が関わる問題ではない」の一点張りで、取り付く島もない状況でした。弁護士が待っているのは、消費者金融等で苦しむ方々からの相談であることは理解しています。しかし、私は「話だけは聞いてあげる」という県の助け舟にすがったのです。的確なアドバイスどころか、話すらまともに聞いてもらえることはなく、入室5分後に退室した私は、その後、他の相談室にて、調停や少額訴訟の制度があることを知りました。法律相談会を準備されるスタッフの方のご苦勞には感謝しかありませんが、県として相談者を募るのであれば、弁護士の選定、密な打ち合わせは、今後必要なのではないでしょうか。要は進め方の問題です。他の方が私のような思いをされぬよう、ご一考いただけることを切に願います。	環境生活部	くらし・交通安全課	この度は御意見ありがとうございました。当時の対応の詳細は記録として残っておりませんが、御不快な思いをさせてしまったことについては、主催者としてお詫び申し上げます。また、いただきました御意見は、この相談会に限らず、他の業務にも反映し、相談においては相談者の目線に対応するよう、職員だけでなく、協力いただく関係団体の方につきましても改めて求めていくよう努めさせていただきます。	施策の参考とする
15	2016/ 9/30	電子メール	提案意見	三重県の発展について	ガイドウェイバスの建設を提案します。路線としてはコンパクトに津駅からフェニックス通りまでです。フェニックス通りの周辺は、商店街や郵便局、銀行、市役所などがある市の中心地ですが、津駅や津新町駅から遠い位置にあります。駅からバスが運行されていますが、渋滞などによりバスの利用を敬遠する人も少なくないと思います。地域の活性化につながればと思います提案します。	地域連携部	交通政策課	ご提案ありがとうございます。交通機関には、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーなど、多様なものがありますが、現在、各市町において、それぞれの交通機関の特徴を活かし、その地域にふさわしい公共交通ネットワークの構築が進められています。津市においても、住民・交通事業者・行政などによる津市地域公共交通活性化協議会が定期的に開催されており、津市内の公共交通ネットワークの充実に向けた話し合いが行われていますので、今回の提案につきましても、津市地域公共交通活性化協議会に伝えさせていただきます。	すでに実施している
16	2016/ 10/18	電子メール	提案意見	新幹線のルートについて	三重県は、北陸新幹線の金沢以西のルートについて、米原ルートを支援しつつ、東海道新幹線の四日市経由ルートを提案するような計画はないのでしょうか。米原ルートは、建設費、利用者数のいずれも他のルートより有利でありながら、過密状態の東海道新幹線への乗り入れが困難であることから不利な様子です。東海道新幹線の「名古屋―京都間」に新しく四日市ルートを用意すれば、米原ルートによる東海道新幹線のさらなる過密が回避されると思います。また、伊勢志摩方面への時間短縮や関ヶ原地区の降雪による遅延の回避になると思います。三重県は、以前、ミニ新幹線による三重新幹線構想を持たれていたようですが、東海道新幹線の四日市経由ルートの計画を提案します。	地域連携部	交通政策課	ご提案ありがとうございます。北陸新幹線のルートについては、現在、国、JR西日本、沿線地方自治体等の間において検討されているところであり、三重県としてどのルートを支援するという立場にはないのが実状です。また、三重県内への高速鉄道の建設については、東海道新幹線の代替機能も期待できるリニア中央新幹線の名古屋大阪間について、三重・奈良ルート及び県内中間駅の早期確定を目指し、奈良県・大阪府等関係機関と連携して国やJR東海へ提言活動を行っているところです。いただきましたご提案につきましても、今後の交通施策の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
17 (27)	2016/ 10/17	電子メール	提案意見	県内文化財の紹介による観光の振興について	愛知県のセントレアや名古屋駅を利用する機会があったのですが、東海地方の玄関口というべき場所に、三重県の情報があまりに少ないと感じました。いくら魅力ある文化財でも、人に知られなければ埋もれてしまいます。もちろん伊勢神宮や松阪肉、伊賀忍者など海外にも名が知れ、そこに行くために旅行に訪れる名所があることは確かです。しかし、三重県の魅力的な観光地はそれだけではありません。文化財を広く紹介することで、旅行者の興味をひきつけ、そういったものが近くにあるならばと旅程を曲げて立ち寄ることで、三重県での滞在時間、観光者数、観光収益はさらに増加すると思います。第一の提案は、広く紹介する場所の確保です。前述のセントレア、名古屋駅、他にも各市町村の駅や観光協会、高速道路のパーキングエリアなどで、情報を発信する場所が必要です。常設のコーナーはもちろんですが、一時的なアンテナショップについても、現状よりもさらに頻度と場所を増やすべきです。第二の提案は、そこで公開する情報の整備です。荘厳な神事、伊勢の御来光、美しい自然、松阪や関の昔ながらの街並み、外国人も大好きなニンジャ、サムライを今に伝える伊賀と亀山の心形刀流武芸形など魅力ある文化財を最新の技術で美しく撮影し、映像素材を作成します。もちろん、動画共有サイトなどに公開し、世界に発信することも欠かせません。また、オンラインで映像を流しつつ、ユーザーが任意の場所の情報を引き出せる専用端末を各地に配置するのもいいでしょう。神事や祭り、あるいは桜や紅葉など、時節に応じて映像自体を適宜切り替えれば、なお効果は高まると思います。旅行者が各国の自宅で三重を知り、セントレアや名古屋駅で改めて詳細を確認し、現地で観光を実体験するのです。雨漏りの修復は必要なくとも、文化財が維持発展していくためには応じた形の保護が必要です。美しい映像で三重の文化財を撮影し、全世界に発信することは、サミット招致以上の効果があると考えます。また、優れた映像アーカイブがあれば、災害等で破損した場合にも、修復、復興の一助となるでしょう。ぜひ、ご検討ください。	雇用経済部	観光政策課	このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘のとおり、三重県には、神宮や食など、観光客を惹きつける魅力的な観光資源が多くあり、それを発信していくことは非常に重要です。観光局では、三重県への入込みの拠点の一つである中部国際空港（セントレア）の国内線到着ロビーにおいて、多言語の観光パンフレットを設置し、本県の魅力を発信しています。今後も旅行者に三重県の情報をお届けできるよう、セントレアでの情報発信を継続するとともに、観光展などあらゆる機会を捉えて、首都圏など他の都市部でもPRに努めます。観光展などでは、県の観光プロモーションビデオを放映し、文化財、食、祭り、自然など、三重が世界に誇る魅力を発信しています。また、三重県観光連盟では、情報誌「観光三重」やホームページで旬の観光情報を発信しています。さらに、海外からの誘客を図るため、SNSや多言語ウェブサイトを活用した情報発信にも取り組んでいるところです。いただいたご意見も参考にしながら、他部局と連携しつつ、引き続き、三重県の魅力を発信していきます。	すでに実施している

18 (13)	2016/ 10/6	電話	提案意見	自動車NOx・PM法等について	自動車NOx・PM法が施行されたことによって、私はそれまで乗っていた車が車検に通らなくなり、手放すことになりました。しかし、対象地域となる四日市市内や鈴鹿市内でも、いまだに古いダンプカーが走っています。他地域で登録されている訳でもないようです。車体に対象地域内にある会社名が書かれています。おかしいと思いませんか。県からの指導等、解決をしてください。また、県の発注する土木工事では、自動車NOx・PM法の基準に適合しない車は公共工事に使用できないよう、発注基準を定めるべきです。	県土整備部	公共事業運営課	ご意見をいただきありがとうございます。三重県が発注する公共工事では、三重県公共工事共通仕様書に基づき、受注者の責務として、自動車NOx・PM法など当該工事に関する諸法令の遵守を規定しています。また、受注者との契約図書には、排出ガス対策型建設機械の使用を規定し、大気環境に与える負荷の軽減に努めています。今後も大気環境に与える負荷の軽減に努めていきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
19	2016/ 10/17	電子メール	苦情	堤防の管理について	白子港にある白灯台横の堤防と新堤で、釣りをしました。景色が非常によく、とてもよい気持ちになったのですが、堤防に猫の糞のようなものがたくさんありました。景色はきれいなだけに、残念な気持ちになりました。	鈴鹿庁舎	総務・建設管理事務所	ご意見ありがとうございます。白子港の環境維持については、従来から週1回パトロールを行っており、ご指摘いただいた現場も巡回しているところです。今後とも、環境維持に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	すでに実施している
20	2016/ 9/15	電子メール	提案意見	橋の架け替え工事について	津市江戸橋の旧伊勢街道にある江戸橋について、架け替え工事の前倒しをお願いします。江戸橋がないため、国道23号線にかかる橋を迂回していますが、平日午前7時30分～8時30分頃、近隣の小学校の児童が大勢通学しているため、歩道から人がはみ出したり、自転車が通行量の多い23号線の車道を走ったりと、非常に危険です。以前のように仮設の橋でも、歩行者専用の橋でも構わないので、早急に橋を架けていただきたいと思っております。交通事故が発生する前に、よろしくお願い申し上げます。	津庁舎	津建設事務所事業推進室	ご意見ありがとうございます。市道江戸橋の架け替え工事に際しては、北立誠地区自治会や北立誠小学校PTAの方々と協議を行い、仮設の橋を新たに建設しないことといたしました。しかしながら、ご意見としていただいた状況を確認しましたので、児童の登下校時間にあわせ7時30分と15時から各1時間、国道23号の新江戸橋に交通誘導警備員を配置するとともに、自転車を降りて歩道を通っていただくようお願いする看板を設置しました。今後も混雑の状況をみながら、交通誘導警備員の配置時間について検討してまいります。なお、工事の完成は平成31年3月末を目標にしており、ご不便をおかけしますが、今後も工事の早期完成に向け鋭意努力してまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。	すでに実施している
21	2016/ 9/26	電子メール	提案意見	政務活動費について	三重県でも政務活動費の不正が行われているのではないかと思います。情報公開し、透明性を高めてください。県民の税金を大切に使うことが大切です。これを機に、政務活動費の不正支給ゼロ、税金を大切に三重として、改革をお願いします。なぜ、これだけ政務活動費の不正受給が減らないのでしょうか。使ったお金を、後で申請するようになるだけで、不正が大幅に減ります。まず三重県が最初に、使用したお金を後から申請する制度を作ってください。	議会事務局	議会事務局	県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。本県の政務活動費の収支報告書等については、議会図書室において誰でも手続きなしに自由に閲覧できるようになっており、従来からその用途の透明性の確保に努めているところです。また、政務活動費については、条例や施行規程、政務活動費ガイドラインに基づいて、適正に支出されているものと考えています。なお、いただきましたご意見につきましては、全議員に周知いたします。	施策の参考とする
22	2016/ 9/23	電子メール	提案意見	県議会について	県議会では、参議院選挙での知事の行動など、くだらないことに時間を費やさないでほしいです。もっと私たち県民の関わることに、時間を割いてほしいです。	議会事務局	議会事務局	県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。	施策の参考とする
23	2016/ 9/26	電話	提案意見	パチンコ店の営業時間について	日本全国で唯一、三重県だけがパチンコ店の24時間営業を許していると聞きました。条例の改正を求めます。県議会へ伝えてください。	議会事務局	議会事務局	県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただいたご意見は全議員に周知いたします。なお、事務を所管する三重県公安委員会にもご意見はお伝えしました。	施策の参考とする
24	2016/ 10/7	電子メール	提案意見	豪華な議事堂から感じる矛盾や違和感について	県の本庁舎に比べて、議事堂は豪華な建物で違和感を感じます。県民の多くは議会傍聴や議員への用件以外で足を運ぶことは少なく、ロビーは閑散としている日がほとんども聞いています。議場には、それなりの風格が必要との意見もありますが、県民感情としてはこれほど豪華な建物が果たして必要だったのかと疑問に思う時があります。一方で三重県議会は、「通年制議会」を採用するなど、先進的な取組が評価もされています。全国的にも議会改革の先頭を切る三重県議会ゆえに、個人的にはこの豪華な議事堂が改革とは逆行し、矛盾しているような感も正直あるので、こうした危惧を払拭する三重県議会であってほしいと思っております。	議会事務局	議会事務局	県議会にご意見いただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知するとともに、議事堂の維持・管理を担当する総務部管財課にも伝えます。	施策の参考とする
25	2016/ 10/19	電話	要望	子どもの貧困について	子どもの貧困をテーマに、大学教授を招いて議員勉強会を開いたという記事を見ました。議員には講演で話を聞くだけでなく、現場へ足を運び、貧困の実態を見て、どうしたら貧困の連鎖を断ち切ることができるかを考えてほしいです。	議会事務局	議会事務局	ご意見をいただき、ありがとうございます。三重県議会では、「子どもの貧困対策調査特別委員会」を設置し、県内外調査を行い、今後も議論を活発に行っていく予定です。なお、いただきましたご意見は、全議員に周知します。	施策の参考とする

26	2016/10/3	電子メール	提案意見	学力テストの結果について	<p>学力テストについて、他県では一部の生徒の答案を除外するなど、受けた全員の結果を反映させなかった事例があったようですが、三重県では、そのようなことは一切なかったですよね。調査の上、公表してください。お願いします。</p>	教育委員会	学力向上推進PT	<p>御質問に対する回答を申し上げます。全国学力・学習状況調査は、子どもたちの生活習慣等を把握したり学力との関連を見たりすることができる児童生徒・学校質問紙調査と相まって、児童生徒一人ひとりの学力の定着状況を総合的に分析、把握し、授業改善に活かすとともに、個に応じたきめ細かな指導に活かしていくうえで、大変有意義であると考えています。本県では、調査の結果が子どもたちの学力向上のために、家庭・地域との連携・協働も含め、各学校、市町等教育委員会、県教育委員会それぞれにおいて、総合的・計画的に活用されるよう促進を図っているところです。本調査の実施要領では、下学年の内容などで指導を受けている児童生徒は対象としないことや実施日に実施できなかった場合の対応等についても明示されています。県教育委員会としては、各種会議を通して実施要領が示す内容を周知徹底しており、実施要領に基づいて各学校と実施主体である市町等教育委員会とが相談の上、適切に判断を行い、実施されているものと承知しております。県教育委員会としては、今後も校長研修会等の機会を通じて本調査の趣旨等を確認していきます。あわせて、本調査を活用した授業改善等の取組の推進を図っていきます。また、県民の皆さんの御意見を踏まえ、より効果的な取組を推進してまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p>	すでに実施している
27 (17)	2016/10/17	電子メール	提案意見	県内文化財の紹介による観光の振興について	<p>愛知県のセントレアや名古屋駅を利用する機会があったのですが、東海地方の玄関口というべき場所に、三重県の情報があまりに少ないと感じました。いくら魅力ある文化財でも、人に知られなければ埋もれてしまいます。もちろん伊勢神宮や松阪肉、伊賀忍者など海外にも名が知れ、そこに行くために旅行に訪れる名所があることは確かです。しかし、三重県の魅力的な観光地はそれだけではありません。文化財を広く紹介することで、旅行者の興味をひきつけ、そういったものが近くにあるならばと旅程を曲げて立ち寄ることで、三重県での滞在時間、観光者数、観光収益はさらに増加すると思います。第一の提案は、広く紹介する場所の確保です。前述のセントレア、名古屋駅、他にも各市町村の駅や観光協会、高速道路のパーキングエリアなどで、情報を発信する場所が必要です。常設のコーナーはもちろんですが、一時的なアンテナショップについても、現状よりもさらに頻度と場所を増やすべきです。第二の提案は、そこで公開する情報の整備です。荘厳な神事、伊勢の御来光、美しい自然、松阪や関の昔ながらの街並み、外国人も大好きなニンジャ、サムライを今に伝える伊賀と亀山の心形刀流武芸形など魅力ある文化財を最新の技術で美しく撮影し、映像素材を作成します。もちろん、動画共有サイトなどに公開し、世界に発信することも欠かせません。また、オンラインで映像を流しつつ、ユーザーが任意の場所の情報を引き出せる専用端末を各地に配置するのもいいでしょう。神事や祭り、あるいは桜や紅葉など、時節に応じて映像自体を適宜切り替えれば、なお効果は高まると思います。旅行者が各国の自宅三重を知り、セントレアや名古屋駅で改めて詳細を確認し、現地で観光を実体験するのは、雨漏りの修復は必要なくとも、文化財が維持発展していくためには応じた形の保護が必要です。美しい映像で三重の文化財を撮影し、全世界に発信することは、サミット招致以上の効果があると考えます。また、優れた映像アーカイブがあれば、災害等で破損した場合にも、修復、復興の一助となるでしょう。ぜひ、ご検討ください。</p>	教育委員会	社会教育・文化財保護課	<p>このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。文化財を保護し、将来へ継承していくためには、保存と活用の両立を行っていくことが大切です。文化財を将来にわたって保存・継承するためには、重要な文化財の指定や適切な修復及び記録作成などを行って保存していくことと共に、多くの方に文化財についての理解を深めていただくことが大切であり、そのために情報発信を行っています。教育委員会では、文化財の公開活用イベントや学校教育での文化財を活用した学習を進めています。情報発信としては、パンフレットや冊子などの紙媒体による発信のほか、ウェブサイトやSNSを使用した、最新情報の発信も行っています。また、「鳥羽・志摩の海女漁技術」や、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコの無形文化遺産登録への提案が行われている桑名市の石取祭・四日市市の鯨船行事・伊賀市の天神祭については、日本語及び英語による紹介映像の作成も行い、「鳥羽・志摩の海女漁技術」については、伊勢志摩サミットの国際メディアセンターでの上映や、航空機の国際線機内放送映像コンテンツへの提供などを行いました。いただいたご意見も参考にしながら、引き続き、関係する部局及び市町と連携しつつ、いろいろな手段を通じて三重の文化財の情報発信に努めてまいります。</p>	すでに実施している